平成27年度 第8回 西宮市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時:平成27年11月20日(金)13時から14時30分まで
- 2、開催場所:西宮市役所東館8階805会議室
- 3、出席委員(15人)

会長 1番 吉田 昭光

会長職務代理者 2番 坂口 文孝

委員 3番 草加 智清

4番 西田 いさお

5番 岡田 義治

6番 茶谷 勝視

7番 大前 輝雄

8番 松本 俊治

9番 森畑 義明

10番 奥村 幸弘

11番 丸 幸良

12番 松田 秀夫

13番 二本松 義人

14番 髙田 孝

15番 前田 豊

- 4、欠席委員(0人)
- 5、議事日程

議案第11号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第25号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長 増尾 尚之

係長 水田 正清

主査 吉田 順二

議長

委員の皆様、本日はご苦労様でございます。

定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくこと にしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、10番の奥村委員と11番の丸委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

まず議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」についてですが、議案書1ページに1件ございます。

【議案書朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。 森畑委員お願いします。

森畑委員

議案第11号についてご説明いたします。山口町名来1丁目の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、国道176号線から西へ約130mのところにあります。申請農地については、譲受人の居宅敷地に隣接した場所にあり、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は名来農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地を家族と共に耕作され、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件を満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。以上で地元委員の説明を終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員一同

(質問なし)

議長

なければ、議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」 につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議が無いようですので、議案第11号「農地法第3条の規定に基

づく許可申請の件」につきましては許可することに決定します。続きまして、これより報告案件に入ります。まず報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」ですが、議案書2ページに1件ございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務 局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長 委員一同

事務局の報告は終わりました。本報告にご質問はございませんか。 (質問なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」ですが議案書3ページに1件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議 長 委員一同

事務局の報告は終わりました。本報告にご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし) 議 長 質問もない

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」ですが議案書4ページに1件ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。 事務局の報告は終わりました。本報告にご質問はございませんか。

議 長 委員一同

(質問なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」

ですが議案書5ページに4件ございます。

【議案書朗読】

10月に実施した現地調査の結果、全て農地として耕作されていること を確認しましたので、会長専決にて証明書を交付したので報告します。 事務局の報告は終わりました。本報告にご質問はございませんか。

議 長 委員一同 議

長

(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上を持ちまして、本日予定していました議案審議並びに報告案件は 全て終了しました。これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉 会いたします。

上記議事録を正当と認め署名します。

議 長

委 員

委 員